

伊丹市立保健センター条例等の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立保健センター条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

伊丹市立保健センター，伊丹市立口腔保健センター及び伊丹市休日応急診療所を複合化し，再配置するとともに，所要の改正を行うため。

伊丹市立保健センター条例等の一部を改正する条例（令和 3 年伊丹市条例第 号）

（伊丹市立保健センター条例の一部改正）

第 1 条 伊丹市立保健センター条例（昭和 6 0 年伊丹市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「伊丹市千僧 1 丁目 1 番地」を「伊丹市千僧 1 丁目 1 番地 1」に改める。

第 6 条を第 9 条とし，第 5 条を第 6 条とし，同条の次に次の 2 条を加える。

（駐車場の利用）

第 7 条 駐車場を利用する者は，その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として，駐車時間 3 0 分当たり 2 0 0 円を超えない範囲内において，あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額を，指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は，必要があると認めるときは，回数駐車券を発行することができる。この場合において，前項の規定により定めた額から 1 割以内の額の割引をすることができる。

3 市長は，利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 利用料金は，自動車を出庫させるときに納付しなければならない。ただし，第 2 項の回数駐車券による利用料金については，その発行のときに納付しなければならない。

5 指定管理者は，規則で定める基準により，利用料金を免除することができる。

6 既納の利用料金は，返還しない。ただし，回数駐車券に係る既納の利用料金について，指定管理者は，規則で定める基準により，その全部または一部を返還することができる。

7 この条例に定めるもののほか，駐車場の管理については，伊丹市立駐車場条例（平成元年伊丹市条例第 3 3 号）中伊丹市立伊丹市役所内駐車場に関する規定の定めるところによる。

（指定管理者不在の場合における市長による管理）

第 8 条 第 4 条の規定にかかわらず，市長は，指定管理者として指定すべきものがない場合，指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は，自ら駐車場の管理を行うことができる。

2 前項の規定により市長が駐車場の管理を行うときは，第 7 条第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず，駐車場を利用する者は，駐車時間 3 0 分当たり 2 0 0 円を超えない範囲内において市長が定める額を使用料として市に納付しなければならない。この場合において，市長は，必要があると認めるときは，回数駐車券を発行することができる。

3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は，前項の場合について準用する。

第 4 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め，同条を第 5 条とし，第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせる。

（伊丹市立口腔保健センター条例の一部改正）

第 2 条 伊丹市立口腔保健センター条例（平成 3 0 年伊丹市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「伊丹市昆陽池 1 丁目 4 0 番地」を「伊丹市千僧 1 丁目 1 番地 1」に改める。

第 3 条を削る。

第 4 条中「診療所における」を削り，同条を第 3 条とする。

第 5 条第 4 号中「。」を削り，同条を第 4 条とし，第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 9 条及び第 1 0 条を削る。

第 1 1 条第 1 項中「利用者」という。）にあっては」を「利用

者」という。)は」に改め、「、研修室の専用使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。))にあっては、別表に掲げる額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額を、それぞれ」を削り、同条を第8条とする。

第12条から第15条までを削る。

第16条第1号中「建物等」を「建物又は付属設備若しくは備品(以下「建物等」という。))」に改め、同条を第9条とする。

第17条中「使用者その他」を削り、同条を第10条とする。

第18条第1項中「診療所における」を削り、同条を第11条とする。

第19条第1号中「第5条」を「第4条」に改め、同条第2号中「第7条第3項、第8条ただし書、第9条から第11条まで、第13条第1項及び第14条から第16条まで」を「第6条第3項、第7条ただし書、第8条及び第9条」に改め、同条を第12条とする。

第20条第1項中「第6条」を「第5条」に、「第7条第3項及び第8条ただし書」を「第6条第3項及び第7条ただし書」に改め、「、第10条、第13条第1項及び第14条から第16条までの規定」を削り、同条第2項中「第11条」を「第8条」に、「利用者にあっては」を「利用者は」に改め、「、使用者にあっては、別表に掲げる額を超えない範囲内において市長が定める額を、それぞれ」を削り、同条第3項中「第11条第3項」を「第8条第3項」に改め、同条を第13条とし、第21条を第14条とする。

別表を削る。

(伊丹市休日応急診療所条例の一部改正)

第3条 伊丹市休日応急診療所条例(昭和50年伊丹市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「伊丹市千僧1丁目1番地(伊丹市立保健センター内)」を「伊丹市千僧1丁目1番地1」に改める。

第 5 条を削り，第 6 条を第 5 条とし，第 7 条を第 6 条とする。

付 則

この条例は，令和 4 年 1 1 月 2 8 日から施行する。ただし，第 1 条中伊丹市立保健センター条例第 6 条を第 9 条とし，第 5 条を第 6 条とし，同条の次に 2 条を加える改正規定並びに同条例第 4 条の改正規定及び同条を第 5 条とし，第 3 条の次に 1 条を加える改正規定は，令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。